

# 公 告

## 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和3年8月18日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和3年8月18日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
バロー羽島ショッピングセンター  
羽島市江吉良町字大沼2939 外150筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社バローホールディングス  
代表取締役 田代 正美  
恵那市大井町180番地の1

3 変更しようとする事項

(1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	1 2 4 5 台	9 0 0 台
駐輪場の位置及び収容台数	2 7 7 台	6 0 台
廃棄物等の保管施設の位置 及び容量	1 1 3 m <sup>3</sup>	1 2 5 m <sup>3</sup>

4 届出年月日

令和3年8月12日